

九州国際大学 ソーシャルネットワークサービス 利用ガイドライン

平成31年4月1日施行

1. はじめに

近年、広く普及しているソーシャルメディアの利用に際し、さまざまな問題が発生しています。

本学では、すべての利用者（教職員・学生）が個人の責任において行うコミュニケーション活動を最大限尊重しつつも、大学の信用や品位を損なうことなく、皆さんがソーシャルメディアを適切に利用するための基本的な心得として、次のとおりガイドラインを定めました。

ソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、責任ある行動を旨として利用してください。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、SNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム等）、ブログ、動画共有サイト、無料通信アプリなどに代表される、インターネットやウェブ技術を用いた相互通信、あるいは不特定多数のユーザーに情報を発信できるサービスの総称をいう。

3. ソーシャルメディア利用の心得

（1）法令遵守

日本国の（海外においてはその国の）法令、各種サービスの利用規約、本学が定めた諸規則を遵守すること。

（2）各種権利の尊重

ソーシャルメディアに投稿や発言を行う際には、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などの権利を侵害することがないように十分留意するとともに、情報発信後にあらためて自分自身の投稿・発言を客観的視点から見直し、権利侵害と指摘される余地が無いか確認すること。

（3）守秘義務

授業や研究室、サークル活動等で知り得た内部情報や、職務上知り得た守秘義務のある情報を発信しないよう注意する。守秘義務の規則の有無にかかわらず、一般に公開することが適切でないと判断される事柄については、軽率な情報の暴露を行ってはならない。

(4) 他者への敬意

SNS上の発言に際しては、その情報を受け取る側の個性や多様性を尊重し、自身の考えを必要以上に押し付けようとしてはならない。また、一時の感情に任せて相手を罵倒したり、挑発、軽蔑、差別するような攻撃的な言葉の使用を厳に慎み、異なる意見や立場・生き方を相互に認め合う冷静な意見交換を心掛けること。

(5) 正確な情報の発信

常に正確な情報の発信を心がけ、悪質なデマや憶測の域を出ない不確かな情報、誤解を招く情報を発信・拡散しないよう注意すること。仮にそれが善意に基づいた行為であっても、取り扱う情報に誤りがあった場合、結果的に人に迷惑をかけることになる。

(6) 講義中・勤務時間中の情報発信

講義における教育活動の一環、又は業務として利用する場合を除き、授業時間中又は勤務時間中に、ソーシャルメディアを私的利用した情報発信は厳に慎むこと。

4. 大学における調査

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害及び守秘義務違反の疑いが生じた場合、又はハラスメント行為に該当するなど不適切と大学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合がある。また、内容によっては懲戒等の処分に発展する可能性もあり得るので、十分に注意すること。

5. ソーシャルメディアの安全性

利用するサービスの設定によっては、特定の関係者だけで情報交換をしているつもりでも、実際には全世界から閲覧可能となっており、意図せず情報を漏えいしてしまう場合がある。また、位置情報により発信元の住所を特定される可能性があることを念頭に入れること。

インターネットサービスによっては、利用している機器にダメージを与えるウイルスに感染したり、個人情報盗み取るスパイウェアに誘導するものがあるため、利用する際には、必ず機器及びサービスの設定を確認し、ウイルス対策ソフトをインストールするなどの対策をすること。